

議案第 4 2 号

和光市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

和光市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 2 5 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(経営の基本) 第 3 条 (略) 2 (略) 3 下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 計画処理人口は、 <u>7 9, 0 0 0 人</u> とする。	(経営の基本) 第 3 条 (略) 2 (略) 3 下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 計画処理人口は、 <u>7 5, 4 0 0 人</u> とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

上位計画である荒川・中川流域別下水道整備総合計画及び荒川右岸流域下水道全体計画の見直しを踏まえ、和光市の公共下水道全体計画を変更したため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものです。